

収 支 予 算 書

事業名

収入の部

(単位：円)

※補助対象外経費に充当する収入については記載しないこと。

項目	予算額	積算内訳 (具体的に記入すること)
入場料(a)		
参加料 (構成団体以外) (b)		
販売収入(c)		
小計(d)	0	
他団体補助		
広告料、企業協賛金		
補助金		国・県・市町 文化庁
小計(e)	0	
寄付金、賛助会費、構成団体負担金		
自己資金		
小計(f)	0	
合計①	0	

要綱の別表2を参照して記入してください。

支出の部

(単位：円)

※全ての支出から補助対象外経費(参照：要綱 別表1)を除いた経費を記載すること。

項目	予算額	積算内訳 (具体的に)
合計②	0	収入と合計①と同額

同じ数値になります。

※収入の合計①と支出の合計②は同額であること。

※支出の合計②-小計dが「入場料等控除後の補助対象経費」

円 ()

※補助金の額は、実施要綱等()及び別表2で定める金額

※補助対象外経費()を考慮

参考のため記入してください。

支出の合計②から収入の小計dを引いた数値が補助対象経費になります。

参考 補助金額の算定方法(第5条、別表2)

1 補助金額の上限を計算する。

「別紙2」に記載した「支出の合計②」－収入の部「小計(d)」
＝入場料等控除後の補助対象経費(A)

2 1で算出した(A)に別表2に示した率を掛けて補助金を計算する。

① テーマ型事業＋新規事業

$(A) \times 2/3 = \text{補助金 (30万円以内)}$

② テーマ型事業＋継続事業

$(A) \times 2/3 = \text{補助金 (15万円以内)}$

③ 一般型事業(テーマ型事業以外の事業)＋新規事業

$(A) \times 1/2 = \text{補助金 (20万円以内)}$

④ 一般型事業(テーマ型事業以外の事業)＋継続事業

$(A) \times 1/2 = \text{補助金 (10万円以内)}$

〔注意〕

予算の範囲内で補助金を交付するため、上記で算出した補助金額より減額となることがあります。また、交付決定にならない場合があります。